

特別障がい者手当・障がい児福祉手当

■相談・問い合わせ先 社会福祉課 ☎(32)8900 ㊚(32)8601

特別障がい者手当

■対象者

日常生活において常時特別な介護を必要とする状態で、次の①～⑦の障がい者が2つ以上重複するか、それと同程度以上の障がいがある、在宅で20歳以上の特別重度障がい者

- ①両眼の視力の和が0.04以下
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上
- ③両上肢の機能に著しい障がい、両上肢のすべての指を欠く、両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有する
- ④両下肢の機能に著しい障がい、両下肢を足関節以上で欠く
- ⑤体幹の機能に、座っていることができない程度か立ち上がることのできない程度の障がいを有する

⑥前記①～⑤のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる絶対安静が必要な症状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態にある

⑦精神の障がい前記①～⑥と同程度以上と認められる状態

■手当の額(4月～) 月額27,200円

■支給月 2月・5月・8月・11月

■支給制限・受給資格喪失

- ①身体障がい者厚生施設などの社会福祉施設に入所している方
- ②病院または診療所に3か月以上継続して入院している方

※障がい者本人またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が制限基準額以上であるときはその年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります。

障がい児福祉手当

■対象者

日常生活において常時介護を必要とする状態で、次の①～⑩のいずれかに該当する、在宅で20歳未満の重度障がい児

- ①両眼の視力の和が0.02以下
- ②両耳の聴力が補聴器を使用しても音声を識別することができない
- ③両上肢の機能に著しい障がいを有する
- ④両上肢のすべての指を欠く
- ⑤両下肢がまったく動かない
- ⑥両大腿を2分の1以上失っている
- ⑦体幹の機能に、座っていることができない程度の障がいを有する

⑧前記①～⑦のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静が必要な症状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であり、日常生活の用事を行うことが著しく困難な状態にある

⑨精神の障がいまたは最重度の知的障がい前記①～⑧と同程度以上と認められる

⑩身体の機能の障がいや症状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前記①～⑨と同程度以上と認められる

■手当の額(4月～) 月額14,790円

■支給月 2月・5月・8月・11月

■支給制限・受給資格喪失

- ①受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき
- ②肢体不自由児施設などに入所している方
- ③障がいを支給事由とする年金給付を受けている方

■受付期間 8月13日(火)～30日(金)

■届出に必要なもの

- ・現況届
- ・平成30年中に受給した年金等の種類・受給額の分かる書類の写し(年金受給者のみ)
- ・所得証明書または住民税決定証明書(平成31年1月1日時点で下野市に住所がなかった方のみ)

現況届の提出をお忘れなく

特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給されている方は、毎年8月に現況届を提出することになっています。

受給されている方には8月上旬に通知書を郵送しますので、忘れずに届出をしてください。